明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛九）　一
〔人事異動〕
財務省　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更関係　弄
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告関係　奈
会社その他
会社決算公告　奈

省令

○防衛省令第九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十三日

防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の図㈠イ甲階級章の図を次のように改める。

甲階級章

（幹部自衛官及び准海尉）

